

1 高岡市市民憲章、男女平等推進条例及び男女平等推進プラン（抜粋）

高岡市民憲章		高岡市男女平等推進条例		高岡市男女平等推進プラン	
平成 19 年 3 月 1 日制定		平成 17 年 11 月 1 日から施行		平成 20 年 1 月 8 日策定	
わたくしたちのまち高岡は、美しく豊かな自然に恵まれた越中文化発祥の地であり、先人の知恵と努力により、文物交流の中心地としてめざましい発展をとげてきました。とりわけ、芸術と産業を結びつけるものづくりの伝統は、高岡文化の大きな特色です。 わたくしたちは、このような伝統の上に立って、現代社会の課題に挑戦し、新たな時代を拓く活力に満ちたまちづくりを進めていきます。 そのような願いをこめて、この市民憲章を定めます。	<解 説>	前文 我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸とした国際的な取組みとも連動しながら、男女共同参画社会基本法の制定等、法制度の整備を中心に様々な取組みが進められてきた。 高岡市においても、市民の積極的な活動と働きかけのもとに、高岡市女性プラン、高岡市男女平等推進プランの策定等様々な施策に取り組み、制度や体制づくりに成果をみてきている。 しかしながら、社会の現状をみると「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会制度や慣行は今なお残り、政策・方針決定過程への参画の男女格差、職場での登用や賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など真の男女平等の達成には未だに多くの課題が残されている。 また、今後一層進む少子高齢化等社会経済情勢の変化に対応して、高岡市が将来にわたり豊かで活力あるまちであるためには、このような課題の解消に努め、男女が性別にかかわらず、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女平等と男女共同参画の実現を図ることが重要かつ急務となっている。 これらを踏まえ、市、市民、事業者等が一体となって日本国憲法に保障されている男女平等の社会の形成に向けての取組を総合的、計画的に推進するため、この条例を制定する。	(目的)第 1 条 この条例は、日本国憲法に保障されている男女平等と男女共同参画(以下「男女平等・共同参画」という。)の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、男女平等・共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等社会を形成することを目的とする。 (定義)第 2 条 (1) 男女平等社会 男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)に掲げる「男女共同参画」を通して実現する、男女が性別に起因する政治的、経済的、社会的、心理的その他あらゆる形態の差別を受けない社会をいう。 ※男女共同参画社会基本法(定義)第 2 条 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。 (基本理念)第 3 条 男女平等・共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行われなければならない。 (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。	計画策定の趣旨 2005（平成 17）年 11 月 旧高岡市と福岡町が合併し、新「高岡市」が誕生しました。 両市町では、それぞれ、「高岡市女性プラン(計画期間:平成 4 年度～12 年度)」及び「高岡市男女平等推進プラン(計画期間:平成 13 年度～22 年度)」並びに「福岡町ヒューマンプラン（計画期間:平成 11 年度～20 年度)」を策定し、男女共同参画の実現と推進に取り組んできました。 2003（平成 15）年 6 月には、旧高岡市において、「高岡市男女平等推進条例」が制定（施行：2004（平成 16）年 1 月）され、新市に引き継がれています。 しかし、少子高齢化、核家族化、国際化など社会情勢の変化や市民のライフスタイル・価値観が多様化する中で、性別による役割分担の意識は今なお残っています。 政策・方針決定過程への参画や職場での登用及び賃金等の男女格差、配偶者からの暴力の存在など、真の男女平等・共同参画とは言えない社会制度や慣行の存在も否定できません。 本市においては、これらの解消に努め、男女が、お互いを尊重し支え合うことによって、一人ひとりが持つ個性と能力を充分に発揮し、自らの意思と責任において多様な活動を選択することができるまちづくりをめざし、市、市民、事業者等(市内の法人、個人事業所及び民間団体。以下同じ。)が一体となって、取り組む新しい行動計画として、このプランを策定します。 プランの策定に当たっては、「高岡市男女平等推進条例」の理念を踏まえるとともに、旧市町のプランの趣旨等を	プラン概要版表紙 ー 認めあい 支えあい 共に輝く ひととまち ー を目指して 高岡市では、「男女が、お互いを尊重し、認め合い、支え合い、さまざまな分野で一人ひとりの個性と能力を発揮し、すべての人が健康でいきいきと楽しく暮らしている姿」、「福祉、防災、環境、交流等様々な分野で市民の力が発揮され、学校や企業も地域の一員として行政と連携して活躍するとともに、多くの市民が参画し、一人ひとりがまちづくりを支えている姿」を思い描き、市、市民、市内の法人・個人事業所・民間団体（事業者等）が一体となって取り組む行動計画として、このプランを策定しました。 <u>基本理念</u> 男女平等・共同参画の施策を推進するにあたり、高岡市男女平等推進条例第 3 条 に掲げる次の 6 つのことを基本理念とし、「認めあい 支えあい 共に輝く ひととまち」を目指します。 (1) 男女の人権の尊重 (2) 固定的な性別役割分担意識による慣行等の見直し (3) 政策・方針の立案及び決定への平等な参画機会の確保 (4) 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらの両立 (5) 男女の生涯にわたる健康の確保
	〔水とみどり〕				
	日本は、季節ごとに変化する美しい自然に恵まれ、それが日本人特有の美へのこまやかな感性を培ってきたといわれます。万葉の歌人・大伴家持も、かつて親しんだ越中の自然をなつかしみ、「あの清らかな山川の姿を手本にして、人間の生き方を学びたい」と歌っています。今日のわたくしたちも、ふるさと高岡の自然を大切に守り、そこから人間の生き方の基本となる美しい心を汲みとって、大きく育てていきたいと思います。				
	〔伝統と創造〕				
	鳳凰舞う瑞気に満ちた小高い岡を選んで開町されてから四百年、高岡は文物交流の中心地として発展し、さまざまな特色ある文化を形成してきました。この高岡文化の実を結ばせた先人の知恵に学び、わがまちの未来を輝かせるすぐれた文化の創造に努めていきたいと思います。				

	いますが、それでも都市化・少子化などが進むにつれて、家族や地域社会の連帯感が薄れ、生命を尊ぶ心や公共心なども失われかけているように思われます。人間社会の根底をなす、ふれあいのきずなを大切にし、わがまち高岡を安全でぬくもりのあるまち、生き生きと活力のあふれるまちにするよう努めていきたいと思います。		(2) 社会における制度又は慣行等が、固定的な性別役割分担意識を反映して、男女の社会における活動が制限されることのないよう見直し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、自らの意志と責任において多様な活動が選択できるよう配慮されなければならないこと。 (3) 男女が社会の対等な構成員として、市及び事業者等における政策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されるよう努めなければならないこと。 (4) 男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活においては家族の一員としての役割を果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、両立できること。 (5) 女性の生涯にわたる健康を権利として保障する考え方を尊重し、男女が生涯を通じて身体的、精神的及び社会的に良好な状態であるよう図られること。 (6) 男女平等・共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び高岡市の地域特性にかんがみ、地域の在住外国人と相互に理解と交流を深めつつ、その推進は国際的協調の下に行われること。	受け継ぎながら、国・県の「男女共同参画基本計画（第2次）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」や「次世代育成支援対策推進法」などの最近の法整備や社会状況の変化に対応したものとなります。 また、プラン改定の基礎資料とすること等を目的に実施した「男女平等・共同参画に関する意識・実態調査」（2005（平成17）年3月・旧高岡市）等の結果を反映いたします。	(6) 国際的協調 <u>基本目標（抜粋）</u> <u>I 男女があらゆる分野に平等に参画できる機会の確保</u> 多様な意見や意思を反映するため、男女が性別による固定的な役割分担意識にしばられず、政策や方針等の決定の場に対等に参画し、十分に能力を発揮しあいながら活動し、共に責任を担うしくみのあるまちをめざします。 <u>II 家庭生活や仕事、地域活動等における平等な参画とそれらが両立できる環境の整備</u> 女性も男性も、大人も子どもも高齢者も、障害を持つ人も持たない人も、外国籍の人も、だれもが、自分らしく参画し、個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担いつつ、家庭生活や仕事、地域活動等が両立できるまちをめざします。 <u>III 男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備</u> 家庭、職場、地域などあらゆる場において人権の軽視・侵害や、性別による差別がなく、人権が尊重され、男女が対等にいきいきと豊かに生活できるまちをめざします。 <u>IV 男女の健康の確保</u> 男女が、生涯を通じて心身ともに健康で、お互いに身体的特徴を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って、自立した生活を営むことができるまちをめざします。 <u>V 計画の総合的な推進</u> 基本目標Ⅰ～Ⅳの施策を推進しつつ、市の各個別計画との整合を図りながら、男女平等推進センターを拠点に、国・県、関係団体、市民及び事業者等との連携強化を図り、計画を総合的に推進していきます。
--	---	--	--	--	--

2 高岡市総合計画の大綱(抜粋)及び高岡市平和都市宣言

高岡市総合計画の大綱(抜粋)	平和都市宣言 平成 18 年 3 月 20 日議決
平成 19 年 6 月 基本構想議決 平成 19 年 8 月 基本・実施計画答申	
○都市の将来像 水・みどり・人 光り輝く躍動のまち 高岡 ・ふれあい交流都市（万葉と前田家ゆかりの歴史と文化を継承・発展させ、新たな魅力に出会える「誰もが行きたい」まち） ・ゆとり快適都市（美しい環境の中で、充実感と安心感をもって、いきいきと暮らせる「誰もが住みたい」まち） ・かがやき協働都市（創意工夫と活力に満ち、だれもが主役になれ、夢がふくらみ育つ「みんなでつくる」まち） ○まちづくりの目標と基本方針（※男女平等推進プランに掲げる施策に関連する総合計画の抜粋） 1 飛越能 86 万人のふれあいと交流のまち ・もてなしの心あふれるまちづくり（国際交流・国際観光の推進） 2 水・緑につつまれ安心して暮らせるやすらぎのまち ・元気あふれる健康のまちづくりの推進（地域福祉の推進、子ども・子育て家庭への支援の充実、障害者(児)福祉・自立支援対策の充実、高齢者福祉の充実、生涯を通じた健康づくりの推進、医療体制・医療制度の充実） 3 心豊かな人をはぐくみ万葉と前田家ゆかりの歴史と文化をたのしむまち ・生きる力をはぐくむ学校教育の充実（確かな学力・豊かな心・健やかな体をはぐくむ教育の推進、地域に開かれた特色ある教育活動の充実、教育効果を高める教育環境の充実、高等学校・高等教育機関の充実・連携） ・豊かな人間性を培う生涯学習の推進（生涯学習推進体制の充実、生涯学習機会の提供、生涯学習基盤の整備・充実、未来を担う世代の育成と若者が主体となるまちづくりの推進） ・心にうるおいをもたらす地域文化の振興（地域に根ざした芸術・文化活動の育成） ・豊かなスポーツライフを実現する生涯スポーツの推進(生涯スポーツ活動の充実、スポーツ施設の充実と効率的な活用) 4 ものづくりの技と情熱がつくり出すにぎわいのまち ・多様なものづくりを支える基盤づくり(地場・伝統産業の振興、雇用・勤労者福祉の充実、金融対策の充実) 5 みんなで考えみんなでつくるみんなのまち ・みんなでつくるまち(平和な地域社会の形成、男女平等・共同参画社会の実現、協働のまちづくり、市民に開かれた市政の推進) ・健全で質の高い行財政システムの構築（簡素で効率的な行財政の推進）	核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いである。 我が国は、世界で唯一の核被爆国として広島、長崎、ビキニの惨禍を人類の上に再び繰り返させてはならない歴史的な使命を担っている。 美しい郷土を守り、豊かな暮らしを子や孫に伝えることは、我々の責務であり、また地方自治の基本的条件でもある。 よって、高岡市は、憲法にうたわれている平和的生存権を確立するため、ここに平和都市宣言を行うものである。 記 1 高岡市は、すべての国の核兵器の廃絶を、全世界に強く訴える。 2 高岡市は、国是である「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を将来にわたり厳守する。 3 高岡市は、戦争の悲惨さを子々孫々に伝え、平和を守る行政を行う。

3 他市男女平等・共同参画等都市宣言文等

(※は国の男女共同参画宣言都市奨励事業の実施、 _____ は、宣言と条例の中で先に制定されたものの日付にマーキング)

(1) 県外の宣言都市(「男女平等」を条例・計画に付けている都市、近隣及び近年宣言を行った都市)

市	市民憲章	条例(前文)	条例(目的)(基本理念)	宣言文
東大和市 (東京都)	東大和市市民憲章 昭和55年10月1日 市制施行10周年を記念して制定 東大和市は 多摩湖と狭山丘陵の美しい自然に恵まれ人間味あふれる明るいまちです わたくしたちは このまちの市民であることに誇りを持ち 未来への発展と向上を願い市民憲章を定めます わたくしたちは 1 たがいに手をつなぎ 市民としての責任をはたしましょう 1 健康で働き 生活を楽しみ 明るい家庭をつくりましょう 1 老人や子供に心をくばり みんなのしあわせを築きましょう 1 自然を大切にし きまりを守り 住みよい郷土をつくりましょう 1 まちの歴史に学び 好ましい伝統を育て子孫に引きつぎましょう	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例 (平成17年3月31日条例第9号) 公布の日から施行 我が国では、日本国憲法で個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。東大和市においても、国際社会や国内の動向を踏まえ男女共同参画の推進に関する施策を展開し、平成13年2月には、東大和市男女共同参画都市宣言を行い、男女共同参画の推進に関する意識の向上を図ってきた。 しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣行は依然として存在しており、真の男女平等を実現するためには更なる努力が求められている。 一方、社会環境は、価値観の多様化や経済情勢の変化等による女性の社会進出や少子高齢化の進行等により急速に変化している。この急速な社会環境の変化に対応していく上で、男女が社会の対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合う社会を実現することは、ますます重要となっている。 このような認識の下に、東大和市、市民及び事業者が一体となって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目指して、ここに、この条例を制定する。	(目的)第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、東大和市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。))について基本的事項を定めることにより男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施し、もって男女平等を基本とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。 (定義)第2条 (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を分かち合うことをいう。 (基本理念)第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。 (1) 男女が、平等であることを基本として、性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、個人としての人権が尊重されること。 (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識による社会的制度又は慣行により、社会における活動の自由な選択に対して影響を受けることのないよう配慮されること。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会的支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。 (5) 男女が対等な関係の下に互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する女性の権利が尊重され、産む性としての女性の健康が生涯にわたり維持されること。 (6) 男女共同参画の推進に関する取組が、国際社会及び国内の取組との協調の下に行われること。	東大和市男女共同参画都市宣言 <u>平成13年2月18日</u> 美しい多摩湖と狭山丘陵の緑豊かな東大和市に住むわたしたちは 男女が互いの人権を尊重し 共に平等であることを基本として 性別にとらわれず あらゆる分野あらゆる環境において 一人ひとりの能力が十分発揮できる社会の実現をめざしここに東大和市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します 1 わたしたちは 一人ひとりが自立し 認め合い 自分らしくいきいきと暮らせるまちをつくります 1 わたしたちは 性別による差別をなくし 自らの意思で社会のあらゆる分野に参画できる 魅力あるまちをつくります 1 わたしたちは 家事・育児・介護などの責任を共に分かち合うまちをつくります 1 わたしたちは 国際社会の一員として 安心して暮らせる平和なまちをつくります 人口 82,045人(H20.5.1現在)

※ 大野城市（福岡県）	大野城市市民憲章 昭和 52 年 11 月 23 日制定 大野城市は、西暦 665 年水城大堤とともに築かれた我国最古の山城「大野城」にその名を由来し、古い歴史と豊かな自然に恵まれた緑のまちです。 わたしたち市民は、互いにまどかな心のふれあいを大切にしながら、たくましく発展する未来をめざして、ここに市民憲章を定めます。 1 自然を大切にし 緑と花でつつまれた清らかなまちをつくりましょう。 1 郷土を愛し きまりを守り 心豊かなまちをつくりましょう。 1 おとしよりをいたわり こどもの夢を育て あたたかいまちをつくりましょう。 1 スポーツに親しみ 人の和をひろめ 健康で明るいまちをつくりましょう。 1 働くことに喜びをもち 活気にみちたまちをつくりましょう。	大野城市男女共同参画条例 (平成 18 年 3 月 30 日条例第 7 号) 平成 18 年 4 月 1 日から施行 日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、男女平等推進の国際的潮流の中で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。 大野城市においては、県下に先駆けて「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画に関する計画を策定するなど、男女共同参画社会の形成を目指してきた。しかしながら、性別による人権侵害や固定的役割分担意識が、社会のさまざまな分野で根強く残っている。これらを解消し、すべての市民がその個性と能力を尊重され、平和で心豊かに暮らしていくためには、男女共同参画社会の実現が重要である。よって、この条例を制定する。	(目的) 第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等、教育に携わる者及び自治組織の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義) 第 2 条 (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (基本理念) 第 3 条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。 (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。 (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないよう、社会における制度や慣行をできる限り中立なものとするよう配慮すること。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における活動に参画できるよう配慮されること。 (5) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられること。 (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性及び妊娠、出産等について相互理解を深め、生涯を通じて健康と安全な生活を営む権利が尊重されること。 (7) 性に基づくあらゆる暴力が根絶されること。 (8) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、平和を基盤とした国際的な協調の下に行われること。	男女共同参画都市宣言 <u>平成 9 年 6 月 18 日</u> 私たちの街大野城市は、いにしえより大陸文化の窓口として栄え、日本最古の山城を戴く四王寺山や水城大堤などの豊かな歴史と、美しい自然に恵まれた「まどかな心」を育むコミュニティ都市であります。 私たちは男女平等の基本理念のもとに、男性と女性がそれぞれ自立し、協力し、充実した人生をおくることができるよう人間味あふれる大野城市を実現するため、全市をあげて、男女共同参画型社会実現に向けての気運を広く醸成することを目指し、ここに「男女共同参画都市」とすることを宣言します。 大野城市 人口 94,547 人 (H20.5.1 現在)
--------------------	---	--	---	---

※ 加賀市（石川県）	【加賀市市民憲章】[昭和48年4月1日制定] 私たちの加賀市は、東に雄々しい白山の姿をのぞみ、西は荒波寄せる日本海にひらけ、国定公園加賀海岸をはじめ、美しくひろがる沃野、情緒ゆたかな温泉郷とともに、詩情あふれるまちです。 また、源平古戦場・古墳群など史跡や遺跡が多く、伝統の九谷焼・羽二重織などに先人の偉業がしのばれます。 この恵み多い自然と、古い歴史と文化のうえに、いよいよ人の和と力をあつめ、住みよいまちをめざして、ここに市民憲章を定めます。 1 清らかな 自然のまち 加賀市を 1 暖かく 親切なまち 加賀市を 1 きまりまる 明るいまち 加賀市を 1 みのもりある 豊かなまち 加賀市を 1 伸びゆく 健やかなまち 加賀市を 平成17年10月1日に旧加賀市・山中町合併 ↓ 加賀市まちづくり基本条例 (平成18年3月23日 条例第3号) 平成18年4月1日から施行	加賀市男女共同参画推進条例 (平成17年10月1日条例第163号) 公布の日から施行する。 私たちが目指す社会は、すべての人々が互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会である。 我が国は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の精神に基づき、男女平等の実現に向けて様々な施策を展開してきた。 加賀市においても、男女共同参画社会の実現に向けて積極的な取組を進めてきたが、今もなお社会の様々な分野で、社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行等を背景とする多くの課題が残されており、一層の努力が求められている。 このような課題に対し、男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できるようにするためには、互いに思いやりの心を持ちつつ、その生き方を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる環境をつくることが重要である。 ここに、加賀市民が力を合わせ、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。	(目的)第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより男女共同参画を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。 (定義)第2条 (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (基本理念)第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、及びその他の男女の人権が尊重されること。 (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対し中立でない影響を及ぼすことがないよう配慮されること。 (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること。 (5) 男女が、互いの性について理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女双方の意思が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。 (6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な理解と協調の下に推進されること。	加賀市男女共同参画都市宣言 <u>平成15年12月15日</u> 私たちのまち加賀市は 男女が互いに人権を尊重し 自立 権利 責任を胸に あらゆる分野へ共に参画し 思いやり 認めあい 支えあい 世代を超え 時を超え 自分らしく生きる喜びを 実感できるまちをつくります 加賀市はここに 「男女共同参画都市」を宣言します。 加賀市 人口74,948人（H20.4.1現在）
-------------------	--	---	---	---

※ 越前市（福井県）	越前市民憲章 平成18年10月1日告示第104号 わたしたちの誓い　　―越前市民憲章― わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市民です。 この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、次のことを誓います。 一　わたしたちは、日野の峰のように、高い理想をいだき、豊かな未来をきずきます。 一　わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと安らぎのある環境をつくります。 一　わたしたちは、桜の木のように、力強くすこやかに成長します。 一　わたしたちは、菊の花のように、やさしさと思いやりをもって助けあいます。 一　わたしたちは、国府の文化と匠たくみの技を生かし、学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。	越前市男女共同参画推進条例 （平成17年10月1日条例第134号） <u>平成17年10月1日</u>から施行 恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市は、不朽の名作「源氏物語」を平安の昔に生み出した女性、紫式部ゆかりの地であり、その香り豊かな文化を継承し、活力あふれるまちづくりに取り組んできた。更に、男女共同参画都市宣言を採択するなど、性差にとらわれずにあらゆる分野において活躍のできるまちを作り上げようと努力してきた。 越前市の女性の就業率及び共働き世帯の割合は、全国的にも極めて高く、家庭においても、女性は、家事、育児及び介護の主たる責任を担っている。しかし、男女賃金格差の解消や方針決定における女性の参画は、まだ不十分であり、性別による役割分担意識やこれに基づく風習や慣行はいぜんとして根強いなど、取り組むべき課題が多く残されている。 こうした現状を踏まえ、越前市は、「個人の尊厳と法の下の平等」を高らかにうたう日本国憲法及び女性差別撤廃条約を軸とした国際的潮流の中で制定された男女共同参画社会基本法にのっとり、社会のいたるところに男女共同参画社会の理念が徹底することの重要性を強く認識し、ここに越前市男女共同参画推進条例を制定する。	(目的)第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義)第2条 (1) 男女共同参画社会　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会の利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。 (基本理念)第3条 男女共同参画社会の形成は、次の基本理念に基づき推進されなければならない。 (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、直接的又は間接的であるかを問わず性別を理由とする差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。 (2) 社会制度又は慣行が性別による固定的役割分担などによって、社会における活動の自由な選択に対して、差別的影響を及ぼすことのないよう配慮されること。 (3) 男女が共に社会の対等な構成員として、施策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、当該活動以外の職業生活における活動その他の活動を両立してできること。 (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。 (6) 男女共同参画社会の形成の推進は、国際社会における取組みと協調の下に行われること。	男女共同参画都市宣言 平成17年12月26日　告示第28号 恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたわたしたち越前市民は、男女がともに力をあわせ、豊かで活力ある社会を実現するため、ここに男女共同参画都市を宣言します。 1　男女がともに、個人として尊ばれ、その能力が発揮できるまちをめざします。 1　男女がともに、社会活動をするとき、制度や慣行が平等であるまちをめざします。 1　男女がともに、あらゆる社会的決定に参画できるまちをめざします。 1　男女がともに、家庭で協力しあい、家庭外のあらゆる活動に参加できるまちをめざします。 1　男女がともに、世界共通の課題である「平等・発展・平和」に協調するまちをめざします。 人口87,069人（H20.5.1現在）
-------------------	---	---	---	---

※ 北 本 市 （ 埼 玉 県 ）	北本市民憲章 昭和 56 年 11 月 3 日 告示第 166 号 わたくしたちは、北本市民であることに誇りと責任をもち、緑にかこまれた健康な文化都市をきずくため、ここに市民憲章を定めます。 わたくしたちは 郷土を愛し 自然を大切にします 健康を願い 思いやりの心を育てます 教養を高め きまりを守ります ※市民憲章は、市制施行 10 周年記念事業として制定した。	北本市男女共同参画推進条例 （平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号） <u>平成 18 年 7 月 1 日</u>から施行 個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。 しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。 本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。 一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。 こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。 ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。	(目的)第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市長、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。 (定義)第 2 条 (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (基本理念)第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。 (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。 (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。 (3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。 (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。 (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。 (6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。 (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されることが及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。	北本市男女共同参画都市宣言 平成 18 年 11 月 19 日 わたしたちは 互いに人権を尊重し、責任を担い 性別にとらわれることなく 世代を超えて 多様な生き方を認め合い 家庭 学校 地域 職場で 自分らしく輝き 心豊かにいきいきと 暮らせるまち 北本市を築くため ここに「男女共同参画都市」を宣言します 北本市 人口 70,672 人（H20.5.1 現在）
---	--	---	--	--

※ 四 日 市 市 (三 重 県)	四日市市民憲章 昭和 57 年 8 月 1 日制定 私たちの四日市は、西に鈴鹿山脈、東に伊勢湾を望むすばらしい自然に恵まれ、古くから市が開かれたまちとして、また、東海道の宿場として栄えてきました。この自然と歴史のうえに近代産業が開花し、世界に広がる港とともに、明日に向かって躍進する都市です。私たちは、四日市市民であることに誇りと責任をもち、豊かな未来と住みよい郷土を築くため、次のことを誓います。 1 自然を愛し緑と水のきれいなまちをつくります。 1 やさしい心のかよい合う温かいまちをつくります。 1 きまりを守り楽しく明るいまちをつくります。 1 伝統を生かし文化の香りたかいまちをつくります。 1 産業を育て活気あふれるまちをつくります。	四日市市男女共同参画推進条例 (平成 18 年 3 月 28 日条例第 6 号) 平成 18 年 4 月 1 日から施行 私たちが目指す社会は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、お互いが責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会であり、その実現は 21 世紀の最重要課題の一つである。四日市市では、「四日市市男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んできたが、現状においては、性別にかかわる差別及び男女の固定的な役割分担意識その他これらに基づく制度及び慣行は根強く、男女共同参画の推進の妨げになっている。このような認識から、私たちは、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野において市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。	(目的) 第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、社会の様々な分野で、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。 (定義) 第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野における活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (基本理念) 第 3 条 本市における男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念とする。 (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されるなど男女の個人としての尊厳及び人権が尊重されること。 (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮され、男女が多様な生き方を選択することができること。 (3) 男女が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域その他の社会の様々な分野で、方針の立案から評価に至るまでの各過程において共同して参画する機会が確保されること。 (4) 男女が、相互協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動及び当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会の様々な分野における活動を両立して行うことができること。 (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び本市における国際化の進展を考慮し、国際理解及び国際協力の下に男女共同参画の推進が行われること。	四日市市男女共同参画都市宣言 平成 15 年 12 月 19 日 (式典は H18.10.1) わたしたちは家庭・学校・職場・地域などあらゆる分野において性別にとらわれることなく一人ひとりが自分らしく輝いて生きるまち四日市をめざしここに「男女共同参画都市」を宣言します 四日市市 人口 314,181 人 (H20.5.1 現在)
--	--	---	--	--

※ 栃木市 （ 栃木県 ）	栃木市民憲章 昭和 48 年 4 月 1 日 教委告示第 13 号 わたくしたちは、栃木県名発祥の地である栃木市の市民として、文化的伝統に輝くわがふるさとに誇りをもち、つねに教養を高め、広い視野に立ち、よりよい栃木市をつくるため、みんなで力をあわせて次のことを実践しよう。 1 社会の規律を守り、人にめいわくをかけない市民 1 歴史を重んじ、自然をたいせつにする市民 1 子どもを健全に育て、としよりをうやまう市民 1 たかいに助けあい、人にしんせつな市民 1 健康で働き、明るい家庭をつくる市民	栃木市男女共同参画推進条例 （平成 16 年 3 月 19 日条例第 5 号） <u>平成 16 年 4 月 1 日</u>から施行 わたくしたちのまち栃木市は、恵まれた自然、先人の築いてきた歴史と文化を受け継ぎながら、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と男女平等の理念に基づき、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的取組とも連動しつつ、すべての市民の連携の下、男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。 しかしながら、性別による偏見、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やそれに基づく慣行などは依然として残っており、男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。 こうした現状を踏まえ、誰もが生き生きと暮らし、より豊かで活力ある栃木市をつくるためには、男女があらゆる分野において共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していく必要がある。 このような認識に立ち、市や市民、事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。	（目的）第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、個人の尊重と男女平等を基礎とした豊かで活力ある栃木市のまちづくりに寄与することを目的とする。 （定義）第 2 条 （1）男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。 （基本理念）第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として推進されなければならない。 2 男女共同参画は、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行にとらわれることなく、男女が社会における活動を自由に選択できるようにすることを基本として推進されなければならない。 3 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることを基本として推進されなければならない。 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭以外の社会における活動を円滑に行うことができるようにすることを基本として推進されなければならない。 5 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として推進されなければならない。 6 男女共同参画は、国際社会における取組を十分理解して推進されなければならない。	男女共同参画都市宣言 平成 20 年 2 月 2 日宣言 豊かな自然に恵まれ 歴史と伝統と文化の薫るまち 性別にかかわらず だれもが自分らしく生きるため わたしたちは 世代をこえて人権を尊重し 互いに多様な生き方を認めあい 喜びも責任もわかちあいます 人が輝き 人がやさしい 住んでよかったと思える栃木市を目指して ここに「男女共同参画都市」を宣言します 平成 20 年 2 月 2 日 栃木県栃木市 人口 82,471 人（H20.3.31 現在）
-------------------------------	---	--	--	--

ア 合併後の市

市	市民憲章	条例（前文）	条例（目的）（基本理念）	宣言文
砺波市	砺波市民憲章 平成17年3月18日 わたしたちのまちは、庄川の清らかな流れにはぐくまれた砺波平野の散居と、花や緑に恵まれたふるさです。わたしたちは、力をあわせ、世界に開かれた活気あふれるまちづくりを進めるため、この憲章を定めます。 一 花や緑を愛し 美しいまちをつくれます 一 勤労を喜び 産業をはぐくむ 元気なまちをつくれます 一 互いに助けあい励ましあう あたたかいまちをつくれます 一 笑顔があふれる 健康で明るいまちをつくれます 一 教養と文化を高め ところ豊かなまちをつくれます	砺波市男女共同参画推進条例 （平成17年9月27日条例第15号） 公布の日から施行 前文はなし	(目的)第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。 (定義)第2条 (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。 (基本理念)第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 (1) 男女は平等であり、性別による差別的取扱いを受けないこと。個人として尊重され、その能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。 (2) 性別により固定された役割分担を見直し、慣習、制度等が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすること。 (3) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定にあたり、男女が社会の対等な構成員として共同して参画できる機会を確保すること。 (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるようにすること。 (5) 男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること。 (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。	男女共同参画都市宣言 平成17年9月21日 私たちは、男女平等を基本理念とし、お互いに一人の人間として尊重し合い、あらゆる分野に共に参画し、「こころ豊かで住みよいまち」砺波市をめざし、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。 人口49,442人（H20.5.1現在）

イ 合併前の旧市町

市	市民憲章	宣言文
※ 旧 富 山 市	富山市男女共同参画推進条例 (平成 15 年 3 月 20 日) 平成 15 年 4 月 1 日から施行 ↓ 新市(富山市)において富山市男女共同参画推進条例（平成 18 年 3 月 30 日条例第 18 号）を制定、平成 18 年 4 月 1 日から施行	富山市男女共同参画都市宣言 平成 13 年 一人ひとりを大切に！ すべてを超え 人権を守りあい、真の自由を 享受できる社会を築くため、 わたくしたちは、 ともに健康で生きぬき やさしさを共有する まちづくりをめざして ここに「男女共同参画都市」を宣言します。
※ 旧 小 杉 町	小杉町男女平等社会推進条例 (平成 14 年 3 月 20 日) 平成 14 年 4 月 1 日から施行 ↓ 新市（射水市）において射水市男女共同参画推条例（平成 18 年 12 月 20 日条例第 65 号）平成 19 年 4 月 1 日から施行	小杉町男女平等社会推進都市宣言 平成 15 年 7 月 5 日 わたしちの小杉町は、豊かな自然と文化に恵まれた、希望にあふれるまちです。 わたしたちは、男女が互いの人権を尊重し、ひとりひとりが個性豊かで、いきいきと暮らす活気と輝きに満ちた小杉町をめざし、ここに「男女平等社会推進都市」を宣言します。 一、社会のあらゆる分野に、男女が平等に参画できるまちをつくれます。 一、家庭や地域、職場で、男女が互いに責任を担い、協働できるまちをつくれます。 一、異なる文化を理解し、国際社会と連携し、平和を愛するまちをつくれます。 富山県小杉町